

大阪市告示第1586号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

大阪市長 横山英幸

廃止承認年月日及び指令番号

令和6年11月8日

大阪市指令計建企第1009号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
東成区 中本四丁目	115番1の一部	4.00 m	90.78 m	
	115番2の一部			
	115番6の一部			
	115番9の一部			

(計画調整局建築指導部建築企画課)